明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委一九）　一
〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁三五、三六）　二
○原子力災害対策指針の一部を改正する告示（原子力規制委一〇）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更、土地家屋調査士名簿登録等関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一五

会社その他
会社決算公告

規　則

○原子力規制委員会規則第十九号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第五号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月十二日　原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
第七条　令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。	**第七条**　［同上］
一　次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの	一　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は	ロ　［同上］
［(1)～(10)　略］	［(1)～(10)　同上］
(11)　炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	(11)　炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
［(12)・(13)　略］	［(12)・(13)　同上］